

植民地朝鮮における水利組合の組織運営に関する事例研究

——古阜水利組合を対象として——

まつもと たけのり
松本 武祝

《要約》

水利組合事業は、植民地朝鮮の米穀増産政策の中核であった。本論文では、1916年に設立された全羅北道・古阜水利組合の組織運営に関して事例分析を行った。分析の結果、次の2点が明らかになった。第1に、組合長や評議員の選出過程において、少数の日本人資本法人・日本人の大地主からなる有力組合員が主導権を掌握していた。評議会においては、大地主でありかつ組合の債権者でもあった東洋拓殖会社およびその他大地主らが、自分たちの利害を背景に厳格な組合費徴収を主張してそれを制度化させた。第2に、水利組合の運営のために、職員による官僚制的分業体制が構築された。そして、幹線－支線水路の配水業務のための集権的な指示伝達システムが作動していた。総じて、古阜水利組合の組織運営は、中央集権的で官僚制的であった。ただし、集権的な配水システムは、末端小水路レベルでの受益農民による慣行的な配水によって補完されていた。

はじめに

- I 古阜水利組合の設立と水利事業の展開
 - II 古阜水利組合長の選出過程
 - III 古阜水利組合評議員の選出過程
 - IV 古阜水利組合評議会における議論の様相
 - V 古阜水利組合職員の機構と構成員
- まとめ

はじめに

植民地朝鮮は帝国本国（日本）に対する米穀供給地とされ、朝鮮総督府の農業政策においては、米穀増産政策が最重要課題となった。水利組合は、植民地朝鮮における米穀増産政策の中核的な装置であった。朝鮮水利組合に関する研究は多数に及んでいる。洪 [2020] は、①水利

組合事業の主導勢力、②水利組合事業と農村社会の葛藤、③土地改良事業の融資機関と代行機関という3つの観点から先行研究を詳細に整理している。①の論点については、水利組合設立過程における日本人大地主の主導性を強調する研究とともに、朝鮮人（中小）地主の主導性を指摘する研究が存在することを指摘している。また、②に関しては、「葛藤」の要因として高額水利組合費の賦課および既存の水利秩序の再編という2つの論点から研究史整理を行っている。これらの葛藤を原因とする水利組合反対運動が数多く発生しており、それに関する事例研究も蓄積されている。

本論文においては、水利組合の組織運営を主

題的に扱う。組織運営にかかわる法令上の規定としては、まず、大韓帝国政府が1906年に制定した「水利組合条例」のなかで、区域内土地の「買有者」を組合員とすることが定められた(第2条)。次いで、1908年「水利組合設立要領」が、組合長と評議員は組合員の選挙によって選出すること、評議員会は議決機関であることを定めている(第10・11条)[内務部第二課1908-11, 32-34]。1910年韓国併合の後、1917年に「朝鮮水利組合令」が制定され(「水利組合条例」は廃止)、組合区域内に土地等を所有する者を組合員とする(第2条)、道長官(道知事)の任命によって組合長をおく(第6条)、吏員をおくことができる(第8条)、組合長と評議員からなる評議会をおく(第10条)、評議員は組合員から互選する(第11条)、組合長は組合に関する重要事項を評議会に諮問する(第13条)という規定が設けられた。「朝鮮水利組合令施行規則」は、組合吏員として書記・技士(特別の事情があるときには、副組合長・理事・出納役・技士長)をおくことができると定めている(第9条)。

評議会あるいは職員の活動に着目して水利組合の組織運営の実態を具体的に分析した先行研究はそれほど多くない。李[1985]、イ[1991]は、それぞれ全羅北道の東津水利組合、益沃水利組合の評議会を分析して、いずれも、評議会が組合運営に対して決定権をもつことができなかつたことを指摘している。ただし、イ[1991, 132-136]は、評議員は組合長と同じく大地主であったために、事業資金借入先である金融資本と結合して自身の利害を貫徹させたことを述べている。また、李[1985, 346-352]は、組合当局が円滑な組合運営のために評議員との摩擦を避け

て彼らの権益をある程度認定していたことを指摘している。それに対して、洪[2020, 104-109, 121-123, 125-127]では、組合長や理事の独断に対して朝鮮人評議員が、朝鮮人組合員や小作農民の利害をふまえて対抗した事例(平安北道・同仁水利組合、咸鏡南道・良徳水利組合、平安南道・江西水利組合、平安南道・平安水利組合)を紹介している。

1917年「朝鮮水利組合令」によって評議会が組合長の諮問機関とされて以降、評議員の意見が組合運営にどのように反映された(されなかった)のかについては、評議会における討議内容の分析を通じて検証する必要がある。松本[2000, 12-15]は、京畿道・富平水利組合を事例として取り上げて評議員の評議会内外での言動を分析し、都市在住の不在地主であった日本人・朝鮮人評議員が「地主会」という任意組織を立ち上げて、そこでの「世論」を背景にして組合運営に自分たちの主張を一部反映させていたことを明らかにした。

水利組合職員に関しては、松本[1991, 104]が、戦後日本の土地改良区と比較して、朝鮮水利組合には多数の職員が就任していたことを統計的に明らかにし、後者においては末端水路まで(農民ではなく)職員が管理したことを仮説的に論じている。しかし、水利組合職員の実態に関する事例研究は、これまでほとんどなされていない。京畿道・富平水利組合を対象として職員の民族別構成、学歴・職歴などを分析した宮嶋[1992]の研究が挙げられるのみである。宮嶋[1992, 298]は、水利組合職員に関して、「当初外部的な組織として登場した水組(水利組合の略記:引用者)を、朝鮮人たちがわがものとしていく過程が、植民地期を通じて進行した」と

結論づけている。宮嶋 [1992, 272-273] は、末端水路の維持管理にかかわった水路稷長および水路監視人にも着目している。とくに水路稷長に関して、「末端の運営において稷という旧来からの組織形態」が利用されたこと、「その指揮には在地の有力者を充て」たことを論じている。松本 [2000, 17] は、宮嶋論文をふまえて、同じく富平水利組合の水路稷長・水路監視人について分析を加え、水路監視人に関しては、「有力者」というよりは、「実務者・技能者としての能力」が重視されていたことを指摘している。

以上のような研究状況をふまえて、本論文では、事例分析を通じて、水利組合組織運営の実態を具体的に明らかにすることを目的とする。分析課題は以下の2点となる。ひとつは、評議会における組合長・理事および評議員の発言を通じて、組合長－評議員間あるいは評議員間での利害対立と調整の様相を分析する。もうひとつは、職員の分析である。水利組合の実務が、職員による位階的な官僚機構によってどのように遂行されていたのか、その実態を明らかにすることである。

ところで、日本国内（府県）においては、「水利組合条例」(1890年)などの法令に依拠して「近代的」な水利組織が整備された。その実態は、「小選挙区」制のもとで役員選出がなされたことが示唆するように、近世期に形成された「村々組合」としての用水組合の慣行を継承するものであった [玉城 1984, 28-29]。在来水利組織の歴史をほとんどもたない北海道では、「北海道土功組合法」(1902年)のもとで水利事業が進展した。土功組合においては、議員（意思決定機関である議員会の構成員）は組合区域を数区に分けて選出され、また、「支線組合」が設けられてい

た [小樽高等商業学校北海道経済研究所 1934, 6, 8]。支線組合は、支線以下の配水を土功組合から委託された [七戸 1984, 229]。在来水利組織の有無にかかわらず、日本国内の「近代的」水利組織は「村々組合」という運営形態をとっていたといえる。植民地朝鮮における水利組合の組織運営を分析するに際して、評議会構成員の言動あるいは組合職員の業務が、水利組合区域内における村落等小地域の利害とどのようにかかわっていたのか（いなかったのか）という点に留意する必要がある。

Ostrom and Gardner [1993, 95, 103-104] は、コモン・プール財としての農業用水という観点から、「農民水利組織」(farmer-managed irrigation systems) では、水源部と末端部での交渉を通じて用水配分が比較的公平に行われる傾向があるのに対して、植民地期に起源をもつ集権的な「行政水利組織」(agency-managed irrigation systems) においては、両者間の交渉がなされず末端部への配水が不足するという分析を行っている。日本国内の「近代的」水利組織は、「農民水利組織」に相当するであろう。それとの対比で植民地朝鮮の水利組合を分析する際には、朝鮮水利組合と「農民水利組織」および「行政水利組織」との対比が論点となる。この点も、本論文の課題としたい。

本論文は、1916年に設立された全羅北道・古阜水利組合を事例として取り上げる。韓国国史編纂委員会によって収集整理された韓国農漁村公社東津支社（全羅北道金堤市）所蔵の古阜水利組合関係の資料（人事・統計・評議会等）を用いて分析を行うこととする^(注1)。

I 古阜水利組合の設立と水利事業の展開

古阜川は、全羅北道高敞郡に源を発して北方に流下し、扶安郡東津面（面は町村に相当）で東津江と合流する〔朝鮮総督府 1933, 66〕。古阜川に沿って南北に帯状の古阜平野が形成されており、その区域は高敞・井邑・扶安 3 郡にわたっている。朝鮮時代には、古阜郡^(注2)古阜面に「湖南三大堤」のひとつに数えられた訥堤が存在していたが、15 世紀初以降、その機能は喪失した。19 世紀中盤には、河川からの引水施設（蟹沢）が設置されたものの、1872 年ごろに洪水防止のために解体されている。ただし、小規模な沢は、蟹沢という名称とともに、その後も存続した〔パク・イ 2011, 56, 69-70〕。

古阜平野の耕地面積は 5000 余町歩であり、在来灌漑施設として山間部の小規模貯水池および蟹沢も含めた古阜川からの引水施設が存在した〔古阜水利組合（出版年次不明）, MF234^(注3); パク・イ 2011, 70〕。朝鮮では、金融、納税、葬礼、地域資源（林野・用水）管理などの目的別に、「契」と呼ばれる互恵的な共同組織が運営されてきた〔金 1982〕。古阜平野における在来灌漑施設の運営実態は不明だが、水利契が設けられて受益者による自治的な運営がなされていたと推測される^(注4)。ただし、これら在来灌漑施設の受益面積は限定的であり、約 4000 町歩は天水に依存していた〔古阜水利組合（出版年次不明）, MF234〕。「年々激甚ナル旱水害ヲ蒙」っていたこの地域に対して、1900 年ごろ^(注5)に「京城某富豪」が水利工事のための調査を行ったが、実現に至らなかった。その後、「地方篤志家」が灌漑改善のために当局や東洋拓殖株式会社（東

拓）に陳情を行い、1912 年に東拓が事業の設計を開始した〔東津水利組合（出版年次不記載）, 50-51〕。別の資料では、古阜平野に 600 余町歩の社有地を有する東拓が水利工事を「首唱」して設計に着手したところ、他の耕地所有者がその事業への参加を希望するようになった、と説明されている〔古阜水利組合（出版年次不明）, MF237〕。

1913 年 4 月 6 日、古阜郡守が関係地主を集めて「地主会」を開催し、古阜水利組合設立に関する合意を得ている。1914 年 6 月 10 日に仮認可を受けた後、北尾榮太郎・大森五郎吉らが「東西ニ奔走シ」て、1915 年 9 月 5 日に古阜水利組合設立のための「地主総会」開催に至っている。設立申請を経て、1916 年 5 月 2 日に設立認可を受けている^(注6)〔東津水利組合（出版年次不記載）, 51〕。北尾は、1908 年に金堤に設立された石川県農業株式会社（石川県農業）の初代支配人を務めていた〔宇津木 1934, 32〕。当該会社は、1922 年には組合内に 109.4 町歩の土地を所有しており、北尾自身も 12.6 町歩を所有していた〔古阜水利組合 1922-24, 30-31〕。北尾は、初代組合長に就任する（後述）。大森は、第 1 期の評議員に選出される〔古阜水利組合 1916-1918b, 7〕が、経歴は不明である^(注7)。

設立の後、1917 年 4 月に灌漑排水工事が着工され、1919 年 4 月に竣工している。設立に際しては、東拓が創立費を立て替えている〔古阜水利組合 1916-18b, 17-23〕。また、東拓は、資金調達のための組合債を購入している〔古阜水利組合 1916-18a, 117-119; 1916-18b 229-231〕。

設立時の受益地面積は、4126 町歩であり^(注8)、受益地区は、高敞・井邑・扶安 3 郡内の 9 面 32 里（里は村落に相当）であった〔古阜水利組合

(出版年次不明), MF238]。1921年に159余町歩(1里)が編入され[古阜水利組合(出版年次不明), MF272; 朝鮮総督府1922], さらに, 1926年には, 受益地区として新たに1面5里が編入されて組合区域10面37里^(注9), 受益面積4323町歩となっている[古阜水利組合1927-30, 22-25; 朝鮮総督府1926]^(注10)。古阜水利組合は, 1942年4月1日に, 永元水利組合とともに東津水利組合(1925年設立)に合併されている[東津農地改良組合1975, 256-260]。

古阜水利組合は, 灌漑用水源として高敞郡興徳面に満水面積311町歩の貯水池(興徳堤)を築造し, さらに, 貯水畝を設けて補助的な用水源とした。貯水畝とは, 稲収穫後に翌年の田植用に貯水する水田を指す^(注11)。蟹沢築堤を修築して閘門を設け, その上流部畝(満水面積798町歩)が貯水畝とされた。その他に, 古阜川からの取水施設として, 古阜川下流部に在来沢に代えて八旺閘門が設置されている。貯水池水源から古阜川に沿って北上する幹線水路(約22.6キロメートル)が築造され, 古阜川の左岸と右岸にあわせて29支線が設置された[古阜水利組合(出版年次不明), MF246, 253, 259, 260, 267]。

その後, 1923年には, 古阜川下流部に下長閘門が設けられた[バク・イ2011, 71]。1937年には, 貯水池堰堤の嵩上げ工事が実施され, 貯水畝は廃止されている[東津農地改良組合1975, 263]。

表1は, 1931年時点での民族別所有面積別の組合員構成を示している。50町歩以上を所有する日本人および「その他」組合員12名が, 組合総面積の64パーセントを所有していた。100町歩以上の所有者6名だけで, その合計所有面積は組合総面積の53パーセントに相当した。洪[2020, 38-39]が示した表によると, 1934年時点での100町歩以上所有者は, 東拓(1355町歩), 熊本利平(235町歩), 高田トミ(186町歩), 石川県農業(131町歩), 右近権左衛門(114町歩), 前田恒太郎(101町歩)の6名であった。東拓は, 1社だけで組合区域の3割強の土地を所有した。100町歩以上所有する「その他」3名には, 東拓と石川県農業のほか, 高田トミの所有地を「委託経営」[洪2020, 38]していた不二興業が含まれていると推察される。

表1においては, 朝鮮人組合員のなかに50町歩以上の所有者が1人もいない。ただし, 白

表1 古阜水利組合所有階層別組合員数の分布(1931年末現在)

単位: 人数, 町歩

	日本人		朝鮮人		その他		合計	
	員数	面積	員数	面積	員数	面積	員数	面積
5反歩未満	20	5	345	83			365	88
1町歩未満	23	17	222	146	2	1	247	164
10町歩未満	72	231	241	554	7	38	320	823
50町歩未満	15	317	9	136	2	38	26	491
100町歩未満	5	402			1	60	6	462
100町歩以上	3	547			3	1,746	6	2,293
合計	138	1,518	817	919	15	1,884	970	4,321

(出所) 朝鮮総督府農林局[1932(昭和6年度版), 108]より筆者作成。

寅基が1929年に227町歩を組合内に所有していたことが確認できる^(注12)[古阜水利組合 1927-30, 223]。1931年時点、遅くとも1934年時点で100町歩以上層から離脱してしまった経緯については不明である。朝鮮人組合員の多数は1町歩未満の零細所有者であり、組合員数比率で84パーセントを占める朝鮮人組合員の所有面積比率は21パーセントにとどまっている。

1927年の新聞記事〔東亜日報 1927〕によると、創立時の組合員数は朝鮮人1163名、日本人80名、「法人等」4名であったのに対して、「現在」ではそれぞれ、904名、110名、12名となっている。この間、朝鮮人組合員数が減少し、日本人および「法人等」組合員数が増加している。朝鮮人・日本人別の所有面積は、設立時にはそれぞれ1337町歩と2043町歩（合計3380町歩）であったのに対して、「現在」は1582町歩と2741町歩（合計4323町歩）となっている（ここでの「日本人」には、国有地および法人が含まれている）。設立時に比べて組合区域面積が増加しているのは、土地調査事業での実測（注8を参照）および組合区域の拡張によるものである。朝鮮人の所有比率は、この間に40パーセントから37パーセントに減少している。1927年から1931年（表1）に至るまでに、この傾向がさらに進行したことがわかる。

Ⅱ 古阜水利組合長の選出過程

前出「水利組合設立要領」には、組合の役員として、組合長1名、評議員若干名、理事1名をおくこと（第10条）、組合長と評議員は組合員の選挙で選出して財務監督局長の認可を受けること（第11条）が定められている。古阜水

利組合では、1916年5月28日に組合員総会が開催され、組合長として北尾栄太郎が、副組合長として白南信（注12を参照）が選出されている。また、評議員15名が選出された。ただし、白南信は就任を辞退している〔古阜水利組合 1916, 117-140〕。同年9月10日に再度組合員総会が開催されて、副組合長に朴炳善が選任された〔古阜水利組合 1916, 141-154〕。

1917年に「朝鮮水利組合令」が制定され、古阜水利組合は、1918年3月に「古阜水利組合組合規約」を改定した（それ以前の組合規約は、入手できていない）〔古阜水利組合 1916-18a, 304-316〕。組合規約第7条には、「本組合ニ組合長ノ外左ノ吏員ヲ置ク」と規定されている。組合長選出手続きに関する規定は設けられていない（組合長以外の吏員についてはVで論じる）。

1920年6月、北尾は任期満了の後、組合長に再任された〔朝鮮総督府 1920〕。再任の決定過程は不明である。1920年11月に、北尾は病気を理由に辞職届を提出している〔古阜水利組合 1921a, 84〕。1921年6月に辞任し、代わって川野長久が組合長に就任している〔朝鮮総督府 1921〕。それに先立って、1921年3月29日の評議会の昼食時に鈴木仁三郎の発意によって「内議」がなされ、さらに休憩時間には「相談会」が開かれて川野を推薦することが決定されている。その結果が全羅北道内務部長に通知されている〔古阜水利組合 1921a, 33-34〕。初代組合長選出時のような組合員総会での選挙ではなく、評議員同士の「相談」で組合長推薦者の人選が行われたことがわかる。川野は、組合設立時に評議員に就任し、1916年末の解散・改選（後述）後にも引き続き評議員を務めていた〔古阜水利組合 1916-18b, 14, 226〕。1925年6月、川野は、

任期満了ののちに組合長に再任されている〔朝鮮総督府 1925〕。再任後の最初の評議会で、川野は、「皆様ノ御意嚮ニ依リ重任スルコトニナリマシタ」〔古阜水利組合 1925-30, 19〕と挨拶している。前回に引き続き、評議員の間で組合長推薦者の選出が行われたと推測できる。川野は、1929年の任期終了まで就任した。

川野は、1911年に朝鮮での地主経営を開始して、1925年末現在扶安・井邑郡に198.5町歩の土地を所有していた〔韓国農村経済研究院 1985, 232〕。1922年時点で、組合区域内に15.3町歩の土地を所有している〔古阜水利組合 1922-24, 31〕。居住地は、扶安郡扶寧面東中里であった〔古阜水利組合 1927, 49〕。東中里は組合区域内ではないが、居住面の一部は区域内にあった。

1929年6月、川野に代わって窪田好助が組合長に就任している〔古阜水利組合 1928-30, 104-105〕。それに先立って同年3月に開催された評議会で「後任組合長推薦方各評議員ノ意嚮ヲ確メ候処」、4名の欠席者があったために後日相談の上推薦することを決定した。4月には、「重ナル評議員青田竹治^(注13)、鈴木仁三郎、及部福一（不二興業）、窪田好助、新谷俊蔵（東拓）、本谷愛次郎（石川県農業）ノ六名裡里東拓支局ニ会合」して、窪田を推薦することを決定している（引用文中の（ ）は引用者）。その後、奥沢米吉理事が他の評議員の意向を確かめた上で、窪田を組合長として推薦することを、同年5月24日付で全羅北道知事あてに内申している〔古阜水利組合 1928-30, 86-87〕。

窪田は、1911年から14年まで群山府居留民団議員を務め、その後住所を裡里に移した〔古阜水利組合 1928-30, 89〕。1917年以降組合長就任まで、評議員を務めていた（後掲表3を参照）。

ただし、1920年の就任は、白南信死去に伴う補充員繰上によるものであった〔古阜水利組合 1920, 64〕。1922年には組合区域内に19.7町歩の土地を所有し〔古阜水利組合 1922-24, 31〕、1930年時点で、益山・井邑・扶安・群山の4府郡に121町歩の土地を所有している〔韓国農村経済研究院 1985, 185〕。

1933年6月9日には、窪田組合長任期満了を控えて、奥沢理事が全羅北道知事に対して後任組合長任命についての「内申」を提出している。そこでは、4月末に裡里東拓支店にて「重ナル評議員大地主会合組合長問題ニ付協議ヲ為シタル」もののその内容は秘密とされたこと、同年6月8日の評議会後に「秘密会議」（組合長・理事退席）が開催された後、齋藤評議員から「突然（理事の：引用者）辞任ヲ求メ」られ、「高級理事」を採用して組合長を兼任するという方針が告げられたこと、奥沢理事としては窪田組合長の重任が最も適当と認められること、が述べられている〔古阜水利組合 1931-33, 131-132〕。

この「内申」に関連して、6月8日の評議会において議長（組合長）は、「理事奥沢君ガ病氣ノ為ヲ以テ今退職方申出ラレタ」と報告し、理事辞任が承認されている。また、後任の理事としては、東拓大邱支店長であった馬場惣吉の就任が承認された〔古阜水利組合 1930-36, 135-139〕。新理事人事は、東拓の人脈にもとづくものであったといえる。奥沢理事退任に関しては、6月8日付の「辞職願」と「診断書」が確認できる〔古阜水利組合 1931-33, 160-162〕ものの、6月9日付「内申」にある「突然辞任ヲ求メ」られたという指摘とは矛盾する。齋藤ら一部の評議員が主導するかたちで奥沢理事の「病氣辞任」のシナリオが作成され、事後的に形式が整えら

れたと考えられる。同年6月19日に奥沢理事は、組合長任命に関する「内申」を取消している〔古阜水利組合 1931-33, 133-134〕。

前述の「高級理事」を採用して組合長を兼任させる」という主旨の齋藤評議員の発言にもかかわらず、窪田組合長の辞任に関する書類はみつけれなかった。朝鮮総督府農林局『朝鮮土地改良事業要覧』には、1933年度版から1937年度版まで窪田の名が組合長として引き続き掲載されている。他方では、1933年7月27日評議会の議事録によれば、窪田組合長の名はなく、「組合長代理理事」として馬場が出席して議長を務めており〔古阜水利組合 1930-36, 143-145〕、以後、組合長代理馬場を議長として評議会が開催されてゆく。1938年6月24日まで馬場が組合長代理を務めていたことが、書類上確認できる〔古阜水利組合 1938, 109〕。

1938年7月18日開催の評議会に至って、組合長（議長）として川野長久が参席している（馬場は理事として参席）。この評議会の場で、馬場理事の退職の件が諮問され、可決されている〔古阜水利組合 1938, 120, 135-136, 149〕。馬場による組合長代理体制が終わって川野が組合長として再任されたことが確認できるが、その決定経過については不明である。1941年2月12日の評議会には、組合長として木村六郎が出席している〔古阜水利組合 1941-42, 417〕。木村は、東拓裡支店長であった〔中村 1940, 643〕。この時点では川野はまだ任期を残していたと考えられるが、辞任に至った経緯および木村が組合長に選出された経緯については不明である。

Ⅲ 古阜水利組合評議員の選出過程

前述の「水利組合設立要領」では、「評議員会」に関する規定が設けられており（第14・15・17・20条）、議決機関として位置づけられていた〔イ 1991, 135〕。先述のように、1916年5月28日開催の組合員総会では、組合長・副組合長に加えて15名の評議員が選出されている。しかし、その15名中4名が「不認可」となっている（その理由は不明）。認可された11名の構成は、朝鮮人4名、日本人6名および東拓であった。1916年9月10日に組合員総会が開催され、副組合長の選任（前述）に加えて評議員の補欠選挙が行われた〔古阜水利組合 1916-18b, 31-32, 37-38, 64-66〕。

評議員会では、補欠選挙以前から、組合債起債の際の金額・利子等をめぐって北尾組合長と一部の評議員との間で意見対立があり、議決が遅延していた。補欠選挙後、1916年12月12日開催の評議員会では、鈴木仁三郎評議員が、起債議案に反対する理由として、組合長が「誠意ヲ欠ク」ことを挙げたのに対して、「臨席官憲」の大久保道第一部長が「組合長ニ誠意ナキ理由ニテ本按ヲ議決セサルハ当ヲ得ス」と反論し、それに続けて、「起債ハ組合ノ生命ナリ若シ之レヲ議決セサルトキハ総督ハ此儘置カレサルヘシ篤ト熟考アリタシ」と、踏み込んだ発言をした。大久保は、さらに、水利組合条例第13条（「組合管理者及其事務ニ従事スル者ニ対シテハ官吏ニ関スル規程ヲ準用スル」）を援用しつつ、「組合長ニ管理上不忠実ナレハ懲戒処分ノ道ヲ講スルヲ得ヘシ」とまで主張している。大久保の強硬な発言にもかかわらず、この評議会においても

起債案は否決されている〔古阜水利組合 1916-18b, 214-216, 220〕。その後、古阜水利組合評議員会は解散され、1916年12月31日の組合員総会において評議員15名が新たに選任された〔毎日申報 1917〕。評議員会での対立を解消して起債問題を解決しようとする道当局が、解散を主導したと推察される。改選後最初の評議員会(1917年1月27日)において、組合債起債に関する議案が、窪田好助評議員からの字句追加案を受けて修正の上、採決されている〔古阜水利組合 1916-18b, 230-231〕。

1917年制定の「朝鮮水利組合令」では、組合長・評議員で組織される「評議会」をおくこと(第10条)、評議員は組合員で互選し、任期は4年とすること(第11条)が定められている。この法令によって、議決機関であった評議員会は廃止され、組合長の諮問機関として評議会がおかれることになった。

1918年に改定された組合規約には、「評議員ノ定数ハ十二人トス」(第9条)、「評議員ノ選任及其ノ補充員ノ選定ハ組合員ノ総代会合シテ之ヲ行フ／組合費年額百円以上ヲ納ムル組合員ハ組合員ノ総代人トス」(第10条)、「評議員ハ組合費年額百二十円以上ヲ納ムル者タルコトヲ要ス」(第11条)と規定されている。その後、1919年12月以前に改定された組合規約(改定年月日は不明)においては、総代人資格者は「組合費年額五十円以上ヲ納ムル組合員」(第10条)に、評議員資格者は「組合費年額百円以上ヲ納ムル者」(第11条)に、それぞれ改定されている〔古阜水利組合 1920-21, 689-692〕。

評議員選出のための総代会合に関しては、1928年、32年および40年の議事録が残されている。まず、1928年1月14日開催の総代会合

に関して述べる〔古阜水利組合 1925-30, 92-94〕。この年4月の組合員数1012名〔古阜水利組合 1927-30, 106〕に対して、総代人数は、その23パーセントに当たる235名であった。この年の1反歩当たり平均組合費は3.72円であった^(注14)〔古阜水利組合 1927-30, 125〕ことから、総代人は平均して1.34町歩、評議員は同じく2.69町歩以上の土地を組合区域内に所有する者に限られていたことになる。総代人のうち、出席者は156名(本人出席者22名、委任状提出者134名)であった。会議冒頭で、議長(川野組合長)から評議員選任方法に関する意見を促す発言があり、それを受けて、佐々木久松(東拓)が、人選を組合長に一任することを提案している。窪田好助(25票)、佐々木(東拓)(22票)、曹乗榕(10票)、多田儀市郎(不二興業)(7票)、金判浩(7票)、鈴木仁三郎(4票)、殷彦基(3票)、大森誠一(3票)、青田竹治(2票)、趙相元(1票)の10名が起立賛成した(カッコ内は委任者数を含む票数)。これら10名のうち7名は、後述表3に示したように、前期(1924年～)の評議員であり、かつ通算で3期以上評議員を務めている。残り3名のうち、青田竹治も前期の評議員であった(資料は、後述表2と同じ)。彼ら有力組合員およびその委任者からなる計84票の賛成によって、佐々木の提案が可決された。議長が評議員と補充員各12名を指名している。前出の起立者10名は全員が評議員に選出されている。

1932年1月13日に開催された組合員総代会合においては〔古阜水利組合 1930-36, 68-74〕、総代人数202名のところ、本人出席者11名、「代人」(法人組合員の代表者を指すと思われる)出席者4名、委任状提出者132名の合計147名が出席している。評議員選任方法に関して、本谷

愛次郎（石川県農業）から、有資格者が90名以上もいて平素から交際なく性格も不明であることを理由に、投票によらずに議長（窪田組合長）指名の銓衡委員が選任するという提案がなされた。議長は、満場一致で異議なしと認めた上で、銓衡委員6名（東拓、石川県農業、不二興業、趙相元、殷彦基、金判浩）を指名した。銓衡の結果、評議員12名の選任と補充員12名の選定がなされた。後述表3に示したように、銓衡委員6名中5名は、評議員を通算3期以上務める有力組合員であった。残りの殷彦基も、前期（1928年～）と当該期（1932年～）に、評議員に選出されている（資料は、後述表2と同じ）。

1940年1月12日に開催された組合員総代会会議録によると〔古阜水利組合 1940, 361-368〕、総代人数は297名、総代会への出席者は250名（本人（代人も含む）出席23名、委任状提出者227名）であった。会議冒頭では、評議員の選任方法についての議論がなされた。三宅治からは、「地域別ニ分配シ組合事情ニ精通サレタルモノヲ選任」する案が提示されている〔古阜水利組合 1940, 363〕。三宅は、1940年時点で組合隣接里である扶安面東中里に居住する小地主（組合内所有面積2.7町）であった〔古阜水利組合 1940, 85〕。この論点に関しては、すでに1932年総代会において、阿波栄一から、組合の地勢が細長いことをふまえて、「各所ニ各一名宛公平ニ選任」という提案がなされている（阿波の居住地と所有面積は不明）〔古阜水利組合 1930-36, 71-72〕。しかし、両者の提案は、いずれも深められることはなかった。松本〔2000, 14〕は、富平水利組合の評議会において区域内の面および「京城」等の都市ごとに評議員定員を割り振る案が提示されたものの否決されたことを

紹介している。その際、「京城」在住の不在地主が、組合区域全体の利害に即した判断を下すことが重要であるとする発言をしている。古阜水利組合においても、日本人（法人を含む）不在大地主の利害によって、評議員の「小選挙区制」案が阻まれていたと推察される。

1940年総代会においては、その後、山崎要助（不二興業）から、議長指名の銓衡委員による選任という提案がなされた。これに対して、趙東奎が「最早顔觸ガ定マツタトモ言ヘル位デ何等総代会ノ意味ヲ為サス」〔古阜水利組合 1940, 364〕と、唯一反対意見を唱えたが、議長は取り上げなかった。その後、議長が銓衡委員6名（石川県農業・不二興業・多木衛三・東拓・趙相元・鈴木仁三郎）を指名した。この6名に関しても、そのうち5名は3期以上評議員を務める有力組合員であった。残りの多木衛三は、2期（1936年～および40年～）にわたって評議員を務めている（資料は、後述表2と同じ）。弘田義助（東拓）が組合長の参加を要請し、賛成者多数を受けて銓衡委員に加わるようになった。銓衡の結果、12名の評議員が選任され、12名の補充員が選定されている。

1940年総代会への本人（代人を含む）出席者23名のうち、14名（朝鮮人3名、日本人6名、法人5名）が委任を受けていた〔古阜水利組合 1940, 54-60〕。委任者10名以上の出席者を挙げると、東拓81名、趙相元39名、全北産業^(註15)21名、岡田恵島20名、大森誠一16名、趙東奎15名、鈴木仁三郎12名であった。趙相元・大森誠一・鈴木仁三郎は、後述表3に示したように、組合区域内に居住する地主で、評議員を歴任している。岡田恵島と趙東奎は、それぞれ組合隣接里（扶寧面東中里）および組合区域内（古

表2 古阜水利組合評議員構成（朝鮮人・日本人・法人）の推移

単位：人数

選任年次	朝鮮人	日本人	法人	合計	備考
1916年 ^(注1)	7	7	1	15	古阜水利組合 [1916-18b, 146-147]
1917年 ^(注2)	7	6	2	15	古阜水利組合 [1916-18b, 228-229]
1920年 ^(注3)	6	4	2	12	古阜水利組合 [出版年次不明, MF274]
1924年	5	4	3	12	古阜水利組合 [1916-24, 1013-1015]
1928年	5	4	3	12	古阜水利組合 [1925-30, 93]
1932年	4	5	3	12	古阜水利組合 [1930-36, 73]
1936年	3	4	5	12	古阜水利組合 [1930-36, 316-317]
1940年	3	4	5	12	古阜水利組合 [1940, 367]
合計 (a)	40	38	24	102	
選任者数 (b)	21	15	6	42	
a/b	1.9	2.5	4.0	2.4	

(出所) 備考欄に記載。

(注1) 組合設立時ではなく、1916年9月10日補欠選挙時の評議員。

(注2) 1916年12月31日開催の組合員総会での選任者。

(注3) 古阜水利組合 [1920, 64; 1921a, 81] の記事によって補正した。

阜面龍興里)に居住する地主(1939年の組合内所有面積は、それぞれ10.9町歩、8.3町歩)であった[古阜水利組合1940, 77, 83]。両者ともに、この総代会で評議員補充員に選定されている。

表2は、1916年の古阜水利組合創立時から1942年の3水利組合合併に至るまでの朝鮮人・日本人・法人別の評議員数の推移を示したものである。組合員総会あるいは総代会で選任された時点でのものであり、補充員の就任については反映されていない。時期が下るにつれて法人(いずれも日本人資本であり、「評議(員)会会議録」で確認できた限りすべて日本人が代表者として評議会に出席している)の評議員数が増加し、それとは逆に朝鮮人評議員数が減少している。日本人評議員数は、1920年以降ほぼ一定であった。

全期間を通じて延べで102人・年の評議員が選定されているが、そのうち朝鮮人評議員は40人・年(39パーセント)にとどまった。表1

に示した朝鮮人土地所有比率(21.3パーセント)に比べれば、朝鮮人評議員比率はそれを上回っているものの、組合員朝鮮人比率を大幅に下回っている。1940年総代会における朝鮮人総代人比率および朝鮮人評議員有資格者比率は、それぞれ66パーセント(197名/297名)、54パーセント(79名/147名)であった[古阜水利組合1940, 74-93]。朝鮮人評議員数比率はこれらの数値も下回っている。

法人の場合、継続して評議員に選任される場合が多く、1社当たりの平均選任回数は4.0回であった(表2のa/bを参照)。これに対して、朝鮮人の場合、平均選任回数は1.9回にとどまっている。個人の場合は、法人とは異なって、任期が個人のライフイベントに影響される。しかし、日本人評議員の平均2.5回と比べても朝鮮人の平均選任回数は小さい。複数期にわたって評議員を務めた法人・日本人評議員と比べて、短期間で入れ替わる朝鮮人は、評議会での発言

表3 古阜水利組合重任（3期以上）評議員一覧

評議員名	1916	1917	1920	1924	1928	1932	1936	1940	通算 (回)	住所	居住地	所有面積(町)
趙相元				○	○	○	○	○	5	古阜面宮清里	○	13.1 (39)
辛昌熙	○	○	○		○				4	東津面下長里*	○	7.9 (29)
殷成雨	○	○		○					3	古阜面南福里*	△	6.7 (26)
金判浩				○	○	○			3	苗浦面卵山里	○	4.1 (39)
辛世源						○	○	○	3	苗浦面苗浦里	△	12.3 (39)
鈴木仁三郎	○		○	○	○	○	○	○	7	東津面下長里	○	86.0 (39)
大森誠一			○	○	○	○	○	○	6	白山面徳新里	○	39.7 (39)
川野長久	○	○	○			○	○		5	扶寧面東中里	△	15.9 (39)
三宅浦之助	○	○	○						3	扶寧面東中里*	△	7.1 (23)
窪田好助		○		○	○				3	益山面裡里*	×	52.4 (29)
東洋拓殖	○	○	○	○	○	○	○	○	8	東京市	×	1,334.3 (39)
不二興業		○	○	○	○	○	○	○	7	京城府	×	215.0 (39)
石川県農業				○	○	○	○	○	5	金堤邑	×	135.7 (39)

(出所) 表2と同じ。ただし、*印のついた住所は、古阜水利組合 [1927, 2-56] による。それ以外の住所および1939年現在の所有面積は古阜水利組合 [1940, 87-93] による。1939年現在以外の所有面積は、古阜水利組合 [1922-24, 148; 1927-30, 9, 222, 226] による。

(注1) *印のついた住所は1927年現在。ほかは、1939年現在。

(注2) ○：居住里が区域内，△：居住面の一部は区域内だが居住里は区域外，×：区域外居住の意。

(注3) 所有面積は、組合区域内所有面積。()内の数値は年次を示す。

力を削がれていたことが想定される。

表3は、通算で3期以上評議員に選任された者の一覧である。法人3社のうち東拓は、先述のように、組合創立期には、技術面と資金面で不可欠の役割を果たした。資金面に関しては、創立期だけでなく、その後、1925年までに通算7回発行された組合債をすべて東拓が購入して事業資金を融資している [古阜水利組合 1927-30, 236-237; 1937-38, 17]。さらに、古阜川改修工事(後述)に際しては、中央政官界に対して地域の利害を伝達し、政策決定に影響力を及ぼす存在でもあった。それらが、組合長・理事および評議員の人事に対する有力評議員としての強い発言力の源泉になっていたと考えられる。

東拓以外の2法人も、いずれも組合区域内に100町歩以上の土地を所有(不二興業の場合は受

託管理)して小作制農場を経営する企業であった。3社いずれも、本社の所在地は組合区域外であった。表中の日本人5名に関しては、区域内土地所有面積では3法人のそれを下回るものの、三宅浦之助を除く4名は、朝鮮人評議員5名の所有面積をいずれも上回っている。朝鮮人・日本人を合わせた10名の内、裡里在住の窪田好助以外は、すべて組合区域内あるいは隣接里に居住している。以上、有力評議員の特徴をまとめると、日本人資本法人不在大地主-日本人在村(一部不在)中小地主-朝鮮人在村小地主と類型化することができる。

IV 古阜水利組合評議会における議論の様相

1917年制定の「朝鮮水利組合令」によって、評議会は組合長の諮問機関として位置づけられた。それ以前の議決機関であった時期とは異なり、組合長提出の諮問案の大半は、原案通りに承認を受けている。ただし、諮問案が否認されたり、あるいは修正案が出されてそれをめぐって評議員同士の論争となったりする事案も散見される。以下では、そうした事案に着目して、論争の背後となった利害関係について分析を行う。

1. 古阜川改修工事費用負担をめぐる地域利害

古阜川流域は平坦で標高が低いために排水不良の問題を抱えていた〔朝鮮総督府 1933, 65-66〕。1926年3月17日に評議会メンバーによる協議会が開催され、その席上で、奥沢理事から、前年12月20日に東拓事務所で10町歩以上の地主、各関係面当局、警察署ならびに道当局を招集して「古阜川改修期成会」が組織されたこと、会長には東拓裡里支店支配人佐々木久松が就いたこと、道当局や政務総監に陳情を行ったことが報告された〔古阜水利組合 1925-30, 39-40〕。1928年2月28日の評議会では、議長（川野組合長）が、1927年に古阜川が指定河川となったこと、1928年に改修工事予算が計上されたが、予算緊縮によって削除されるという「風聞」があることを報告している〔古阜水利組合 1925-30, 99〕。以後も組合長や新谷俊藏（東拓）が総督府などへの陳情を行っている^(注16)。1931年に、古阜川上～中流部を対象とする河川改修工事(3

カ年計画)が、窮民救済治水工事の一環として実施されることになった〔朝鮮総督府 1933, 65-66〕。5年後の1936年に竣工している〔釜山日報 1936〕。

古阜水利組合に対して、この河川改修事業の負担金が賦課されることになった。1934年12月13日の評議会においては、議長（馬場組合長代理理事）より、34年度は剰余金から、35年度以降は組合費増徴によって支弁するという方針が示されている。これに対して鈴木仁三郎・西村三男両評議員からは、負担金は改修工事の受益程度に応じて負担すべきであるという主張がなされたが、この場では原案が承認されている〔古阜水利組合 1930-36, 216-219〕。1935年3月15日開催の評議会において、1935年度予算に関する諮問案が提出されるなかでこの問題が再燃する〔古阜水利組合 1930-36, 221-249〕。すなわち、議長（馬場組合長代理理事）が組合費賦課等級に応じて組合費を増徴する案を提示したのに対して、鈴木・西村両評議員は、ここでも改修事業の受益の程度に応じた賦課を主張して反論している。それに対して山崎要助評議員（不二興業）は、組合員相互の「互譲ノ精神」〔古阜水利組合 1930-36, 233〕にもとづいて、また、齋藤竹次郎評議員（東拓）は、「社会政策的見地」〔古阜水利組合 1930-36, 239〕から、それぞれ均等賦課が妥当であるという主張を行った。川野長久・本谷愛次郎（石川県農業）両評議員からは、河川改修および貯水池改良工事が完成した後に組合費賦課等級改正を行うことを希望条件として原案に賛成する、という意見が提示された。最終的に、議長は、修正案3案と原案の賛成者を確認している。その結果、各案の賛成者は、それぞれ、①組合費賦課等級改正を行うことを希

望条件とした原案：7名（辛世源・大森誠一・金判浩・殷彦基・趙相元・本谷・川野），②受益の程度に応じた賦課案：2名（鈴木・西村），③均等賦課案：2名（齋藤・山崎），④原案0名となった〔古阜水利組合 1930-36, 247-248〕。

鈴木と西村は、それぞれ組合北部（東津面下長里）およびその隣接面（龍北面禾湖里）^(注17)に居住しており、古阜川改修工事から直接的には受益しない地域に土地を所有していたと推察される。それが、②案を主張する理由であったと考えられる。①案に賛成した7名の内、辛世源（苗浦面苗浦里），大森誠一（白山面徳新里），金判浩（苗浦面卯山里）・殷彦基（古阜面南福里）^(注18)，趙相元（古阜面宮清里）の5名は、いずれも組合南部（古阜川上流）地域内あるいはその隣接里に居住しており、古阜川改修事業の直接的な受益者であった可能性が高い。そのために、事業費負担を受益地区に限定せずに組合区域で広く負担する案に賛成したと思われる。この5名のうち趙相元、辛世源および金判浩は、評議会において貯水畝の組合費等級軽減を望む発言をそれぞれに行っている（この点、後述）。これも①案を支持する理由となっていたと思われる。川野（扶寧面東中里）は組合北部隣接里に居住しており、これら5名とは利害を異にしていると思われるが、川野が②案を支持しなかった理由は不明である。東拓と不二興業は、組合費賦課等級の改正に対しては消極的な態度を示している^(注19)。結果的に、鈴木・西村案および東拓・不二興業案はいずれも棄却され、①案が採択されることとなった。

2. 道路修築費用負担をめぐる地域利害

1926年3月17日評議会において1926年度「歳

入出予算」が諮問された際に、古阜川に架設した「貯水田第二道路」^(注20)架橋の修繕費に対して、鈴木仁三郎評議員は「斯様ナル橋ハ出来ル丈地方民ニテ（修理を：引用者）ナスヘキ」という意見を述べ、また青田竹治評議員も「組合カ却而其ノ費用ヲモライ度位」と述べて鈴木に同調している。これに対して趙相元評議員は、「組合創立後貯水田トナリタル結果以前ノ小ナル橋ニテハ絶対ニ通行危険^{マア}」となったために組合が架設したものであることから、当然組合が修繕すべきと主張した。青田、鈴木および山口正賢（東拓）評議員が「地方民」による事業として組合が援助（寄付）をする方式を提案したのに対して、金判浩評議員が趙相元の意見を支持して「組合ニテ施行スルカ穩当」と表明した。議長（川野組合長）は、「寄付的の行為ニテ援助スル方多数」と判断して、「寄付ノ申出ノ節ハ相当支援スヘシ」という結論を下している〔古阜水利組合 1925-30, 35-36〕。

翌1927年度「歳入歳出予算」の諮問に際して（1927年3月7日評議会）、金判浩評議員は、「第二貯水田道路」修繕費が計上されていないことを指摘して、冬期に貯水畝内に貯水することで「付近農民ノ通行困難ヲ来ス虞」があることから築造したもので「公平ナル御処置ヲ願度シ」と意見を表明した。奥沢理事は、洪水とも関連するので「研究スルコトニ致スヘシ」と返答している〔古阜水利組合 1925-30, 61〕。

さらに、1930年7月31日評議会に諮られた1929年度「歳入歳出決算」に対しては、李時権評議員から組合営造物である「貯水田道路」を「道路トシテ通行デキ得ル様修理方ヲ願フ」という要望が出され、金判浩評議員がこの意見に賛意を示した。奥沢理事が予算を計上して評

議会に諮問するという方針を表明したところ、及部福一（不二興業）評議員から、貯水田道路を国に寄付して国において管理する案が提示された。趙相元評議員は、「朝鮮従来ノ慣習」によって、組合が関係里に寄付を行って基本財産とし、関係里民が修理をするという方式を提案した。この提案に対しては、金判浩評議員が、基本財産がなくなれば里民は修理施工を望まなくなるとして反対した。奥沢理事は、評議会への諮問の手続きが必要として、この議論を打ち切っている〔古阜水利組合 1930-36, 8-9〕。

趙相元、金判浩および李時権（苗浦面卵山里）^(注21)は、いずれも組合南部の居住者であり、「第二貯水田道路」の設置経緯と現状について詳しく知り得る立場にあったと思われる。彼らは、個別地域における朝鮮人の利害の代弁者として、評議会において発言をしたといえる。

3. 組合費徴収をめぐる利害の対立

組合費は、水利組合歳入における最大費目であった。たとえば、1925年度古阜水利組合決算において、組合費収入約14.6万円（経常部約14.5万円・臨時部0.1万円）は、歳入総額約22.8万円の64.0パーセントを占めている〔古阜水利組合 1926, 245-247〕。

1925年7月29日開催の評議会において「組合費及督促手数料欠損処分ノ件」という諮問案が諮られた際に、本谷愛次郎（石川県農業）評議員は、「組合費ハ人ニ付クモノナリヤ土地ニ付クモノナリヤ」という問いを立てた上で、「組合費カ人ニ付キ且亦滞納処分遅延ノ結果欠損処分トナリシモノアリトセハ今後滞納者中信用状態如何ニ依リ緩急処分ノ方法ヲ講セラレムコトヲ乞フ」と発言した。この発言を受けて、鈴木

仁三郎評議員から、「欠損処分後ノ徴収ハ不可能ナレハ欠損処分ハ保留セラレ度シ」という意見があり、さらに、窪田好助評議員は、「鈴木説ノ通り本案ハ保留ニ賛成。秋収期ニ至リ立木（立毛の意：引用者）ニテモ差押シ出来ル丈ケ徴収セラレ度シ」と提案している。これら一連の発言を受けて議長（川野組合長）は、「保留」ととどまらずに、この諮問案を廃棄している〔古阜水利組合 1925-30, 20-21〕。組合費徴収率を向上させることは、組合財政上、重要な課題であった。「欠損処分」に関する理事者側からの温情的な提案に対しては、評議員内部では意見が割れることなく、廃棄されるに至ったのである。

翌1926年7月29日開催の評議会冒頭では、1925年度「歳入歳出決算」の報告事案に関連して、会計検査を担当した常設委員^(注22)・窪田好助評議員から次のような発言があった。すなわち、「従来組合費徴収ニ於テ未納多額ナリシカ（大正：引用者）十四年度ニ於テハ僅カ一四〇円位デアル」と報告し、「組合員ノ納税觀念ノ向上」と「組合吏員諸氏ノ努力」をその要因として挙げている。その上で、「未納中ニハ抵当権設定等ノ為他ニ優先権等アリテ徴収出来サルモノ又ハ貧困ノ為土地ハ売却シ財産トテナキモノモアルモ立毛差押其ノ他ノ方法ヲ講」することで「納期完納」を要請している〔古阜水利組合 1925-30, 47〕。

古阜水利組合が1929年に東拓裡里支店に提出した資料「古阜水利組合事業一覧」によると、組合費徴収率（徴収高／調定高）は、1919～24年の6年間平均が93.5パーセントあった（最低値は1921年の85.2パーセント）のに対して、1925～28年の4年間平均は99.8パーセントと完納に近い水準に達している〔古阜水利組合

1927-30, 238]。

組合費など水利組合徴収金については、府面の徴収金に次ぐ先取特権が与えられていた（「朝鮮水利組合令」第25条）。古阜水利組合評議会は、この「特権」の存在をふまえて、立毛差押までをも行って組合費の徴収に臨んでいたのである。それは、大土地所有者＝大口組合費納入者が多く集まる評議員の経済的利害に沿った方針であったといえる。さらにそれは、組合債を購入している東拓にとっても安定的な債権回収をもたらすものであった。前掲資料「古阜水利組合事業一覧」は、東拓の求めによるものであり〔古阜水利組合 1927-30, 239〕、東拓が、債権者として古阜水利組合の財政状況に強い関心をもっていたことが窺える。

そして、組合費徴収に関するこの方針は、結果的には、零細な土地を所有する組合員の所有権喪失を促す効果をもたらした。朝鮮人評議員は、前述の「欠損処分」に関する諮問に対しては意見を表明しなかったものの、別の機会においては、こうした原則的な方針に対して疑義を表する発言を行っている。

趙相元評議員は、1931年3月17日の評議会において、前年（1930年）の水害によって「貯水田周囲ノ小作人及小地主ハ……米汁ニテ辛ジテ露命ヲ凌キ居ル状態」にあるとして、①「人夫」などの職を与える、②貯水畝の組合費等級を引き下げる、③貯水畝用の苗代を確保する、という3つの具体策を提案している。議長（奥沢理事）は、①は昨年から考慮中、②は「慎重審議」する、③は目下対策を講じつつある、と返答している〔古阜水利組合 1930-36, 43-44〕。

1931年12月9日の評議会において「組合費免除ノ件」が諮問された際に、趙相元評議員は、

単収坪3合以下の166町歩余を組合費免除対象地とするという諮問案に対して、5分作（当該年の平均反収は2.63石）以下の減収地に対しても「幾分色付ケ」をして減額賦課することを提案している。これに対して奥沢理事は、「財政ヲモ御考慮アリテ本案ニテ我慢」してほしい旨を応答している。趙相元評議員が「穀価安」を理由に減額賦課の主張を再論したのに対して、齋藤竹次郎評議員（東拓）は、「財政上一番無難」として諮問案に賛成を示している。趙相元は、大地主とは異なり「小地主ハ（資金：引用者）融通ノ途ナク」かつ水害のために「疲労困憊其ノ極ニ達シ」ているという実情を吐露して齋藤評議員の主張に反論している。議長（窪田組合長）は、趙相元の提案を「御尤モ」としながらも、「明年更ニ斯ル災害アリシ場合ハ貴意モ考慮スル」という条件を提示して諮問案の承認を求め、趙相元も「宜敷御願ヒ致シマス」してその場を収めている〔古阜水利組合 1930-36, 60-63〕。

1932年3月15日開催の評議会においては、1932年度「歳出入予算」に関する諮問案にかかわって、辛世源評議員が、貯水畝内は「特殊地域」であるので組合費を「等差ヲ付シ軽減」することを求めた。すでに「二等減賦課中」であり、第2貯水池の計画も考慮中であるという奥沢理事の釈明に対して、辛世源は「幾分ニテモ色付ケセバ地主並ニ小作人ニ対シ申訳ガ立ツ」と、自分の立場を述べている。金判浩評議員も、「一種ノ慰安トモナルベキ」として辛世源の発言に賛成している。さらに、辛世源は、貯水畝内外に所有地を有する大地主は「均衡採算」が採れるが、貯水畝内のみを所有する小地主は困窮するほかない、と追加の指摘を行った。議長（窪田組合長）は、「御希望トシテ承ツテ置

キマス」と述べるにとどまった。辛世源からは、一時的に僅かばかり「色付ケ」てもらいたいという意見が再度提示されたが、川野長久評議員から、「今直ニ一部ヲ低下スル云々ハ不公平ノ措置」という反論がなされ、ここで議論は終了している〔古阜水利組合 1930-36, 78-81〕。

前述のように趙相元・金判浩・辛世源は組合南部地区の居住者であった。3名は、いずれも貯水畚の実情に接する機会が多かったと思われる。彼らの主張は、貯水畚に固有の地域利害を代弁するものであった。それに加えて、彼ら小地主自身に、あるいは（在村小地主としての温情主義的な視点から）小作人に、それぞれ特有な経済的困難を主張するものでもあった。しかし、彼らの主張に対して、組合長や理事は積極的に応えることはなかった。朝鮮人評議員側の態度も妥協的であった。

V 古阜水利組合職員の機構と構成員

1918年改定の組合同規約においては、第7条に「本組合ニ組合長ノ外左ノ吏員ヲ置ク」として、「理事、出納役、書記、技士」が列記されている。「古阜水利組合給与規程」には、これらの吏員に加えて、「雇員および傭人」の給料および公務旅行旅費についても規定がなされている。なお、職位別旅費額の一覧表備考欄には、「朝鮮人ニ対スル支給額ハ本表ノ半額トス」として、朝鮮人に対する差別的待遇が明示されている〔古阜水利組合 1916-18a, 330-344〕。古阜水利組合では、雇員・傭人として雇・工夫・機関手・運転手^(注23)・人夫・給仕・小使・監守人および給水補助人（水路監視人）を雇用していたことが確認できる（資料は、後述表4と同じ）。

以下では、吏員（理事、出納役、書記、技士）と「雇」（臨時雇は除く）に着目して分析を進める。また、用水管理に直接かかわる職務として、監守人および給水補助人（水路監視人）についても分析を加える。

なお、古阜水利組合設立時の貯水池工事において、工事の遅れを挽回するために請負工事から直営工事に変更されている〔古阜水利組合 1916-18b, 417-424〕。直営工事に伴う臨時増職員は分析対象外とし、工事が終了した1920年以降に限定して分析を進めることにする。また、分析年次の下限を創氏改名以前の1939年までとする。表4は、組合長、理事、出納役、書記、技士、雇および監守人として就任した者の一覧である（1925年の資料は入手できなかった）。年末賞与に関する資料にもとづいて作成しているので、前年末以降に就任して当年末前に離任したものは表記されない。

組合長は、すでに述べたように、創立から42年合併までに、北尾、川野、窪田、木村の4名が就いている。理事には1920～39年間に4名が就任しているが、いずれも日本人であった。宮嶋〔1992〕および洪〔2020〕が分析した水利組合においても、組合長が日本人か朝鮮人かにかかわらず、理事はすべて日本人であった。古阜水利組合に限らず、水利組合実務の中核を担う理事ポストには、日本人が独占的に就任していたといえる。

1916年8月6日評議会において「古阜水利組合庶務規程」が承認されている。この規程によって、組合に庶務係、工務係および会計係がおかれて各係の管掌事項が定められた〔古阜水利組合 1916-18a, 59-79; 1916-18b, 62-63〕。1933年時点では、3つの係のうち、会計係は、①組合

表4 古阜水利組合における職員在籍状況（1920～39年）

	'20	'21	'22	'23	'24	'26	'27	'28	'29	'30	'31	'32	'33	'34	'35	'36	'37	'38	'39
組合長	J1	J2	J2	J2	J2	J2	J2	J2	J3	J3	J3	J3	J3*	J3*	J3*	J3*	J3*	J2	J2
理事	J4	J4	J4	J5	J5	J5	J5	J5	J5	J5	J5	J6	J6	J6	J6	J6	J6	J7	J7
出納役	J8	J8	J8	J9	J9	J9	J9	J9	J9	J9	J9	J9	J9	J9	J9	J9	J9		J10
書記	K1	K1	K1	K1	K1	K1	K1	K1	K1	K1	K1	K1	K1	K1	K1	K1	K1	K4	K4
書記	K2	K2	K2	K2	K2	K2	K2								K3	K3	K3	K3	K5
書記	J11														J13		J15	J15	K6
書記	J12	J12	J12	J12	J12	J12	J12	J12	J12	J12	J12			J14	J14				
技士	J16	J16	J16	J16	J16	J16	J16	J16	J16	J16	J16	J18	J18	J18	J18	J19	J19	J19	J21
技士	J17																J20	J20	
雇（庶務会計）	K7				K13	K13	K13	K13	K13	K13	K13	K13	K13	K15	K15	K15	K15	K21	K24
雇（庶務会計）	K8	K8						K14	K14	K14	K14	K14	K14	K16	K16	K16	K16		
雇（庶務会計）	K9	K9														K17	K19	K19	
雇（庶務会計）	J22	J22	J22	J22	J22	J22	J22	J22								J30	J30	J30	J30
雇*（不明／庶務会計）				K11												K18*		J33	K25
雇*（不明／工務）			K10	K10	K10							J14							K22*
雇*（不明／工務）			J25	K12								J26							K23*
雇（工務）	J23	J23												J27		J31	J31	J31	K27
雇（工務）		J24														J32	K20	K20	K28
雇（庶務工務）								J13	J13	J13	J13	J13	J13		J28	J28	J28		
雇（庶務工務）															J29	J29	J29	J29	J29
監守人（貯水池）	J34	J34	J34	J34	K30	K32	K32	K32	K32	K32	K32	K32	K32	K32	K35	K35	K35		
監守人（蟹湫閘門）	J35			J37	K31	K31	K31	K31	K31	K31	K31	K31	K31	K34	K34	K34	K34	K34	K34
監守人（八旺閘門）	J36	J36	J36	J36	J36	J36	J36	J36	J36	J38	J38	J38	J38	J39	K36	K36	K36		
監守人（下長閘門）				K29	K29	K29	K29	K29	K29	K29	K29	K29	K33	K34	K33	K33	K33		

（出所）古阜水利組合 [1920, 166-168; 1921a, 200-202; 1922-23, 137-138, 273-274, 407-408; 1926-27, 101-102, 159-160; 1928-30, 66-67, 153-154, 235-236; 1931-33, 40-41, 98-99, 249-250, 258; 1934-35, 41, 47, 66-67, 115, 172, 192, 199-200; 1936, 33, 36, 40, 43, 84-85; 1937, 32, 73, 101, 118-119, 125; 1938, 15, 40, 240, 292-293; 1939-40, 52-53, 208-209] より筆者作成。組合長に関しては本文を参照。

（注1）Kは朝鮮人，Jは日本人を示す。付記した数字は，識別番号。

（注2）J3*は理事が組合長代理。K18*は雇（庶務会計），K22*とK23*は雇（工務）。左記3者以外は，雇*に記載した職員の係は不明。

（注3）雇の分担係については，就任期間中に異動がないと仮定して表記している。

表5 古阜水利組合事務分担表（1933年）

係名	主任	担当事項数	担当者
庶務	書記（K1）	8（公印保管等）	書記（K1）
			臨時雇（K：補助）
		3（地籍等）	雇（J13：兼）
		6（統計等）	雇（K14）
		2（文書接受発送等）	雇（K13）
会計	出納役（J9）	3（組合費賦課徴収等）	出納役（J9）
			雇（J14：補助）
			雇（K14：補助・兼）
工務	技士（J18）	3（諸工事等）	技士（J18）
			雇（J13：補助）
			工夫（J：補助）

備考：機密に関する事項・吏員の進退身分に関する事項は理事が直接処理。

（出所）古阜水利組合 [1931-33, 222] より筆者作成。

（注1）K1等は表4の表記に対応している。

（注2）臨時雇および工夫はJとKの区分のみ表記。

費の賦課徴収に関する事項、②会計に関する事項、③財産および物品の保管に関する事項を分掌した。表5に示したように、出納役が主任を務め、雇員の補助を得て業務を遂行した。出納役もまた、1920～39年間に一貫して日本人が就いている。とくにJ9は、1923～37年間の長期にわたって就任した。

工務係は、1933年時点で、①諸工事に関する事項、②灌漑排水その他農事に関する事項、③監守人・給水補助人に関する事項を担当した。技士がその主任を務めている。技士の在職者は基本的には1名であった。2名が就いている年次が数年あるが、それらも含めて、技士在職者はすべて日本人であった。J16は、1918年から約1年間古阜水利組合で技士を務めた後に6カ月間弱を空けて、1919年末に古阜水利組合技士に再度就任している。それから1931年末まで継続して技士として在職した〔古阜水利組合1934-35, 213-216〕。1930年には、八旺里閘門建設などの工事に尽力したとして、後述の朝鮮人書記(K1)および窪田組合長とともに、「功績調書」が作成されている。

庶務係の業務は総計で19事項と多岐に及んでいる(表5)。表4に示したように、書記在職者は、2～3名の年次が多い。先に述べた組合長、理事、出納役および技士においては、在職者がすべて日本人であったのに対して、書記においては朝鮮人も在職したことが特徴となっている^(註24)。書記の述べ在職年数51人・年に対して朝鮮人のそれは33人・年(65パーセント)を占めており、日本人を上回っている。1933年時点で庶務係業務の主任を務めたのが書記のK1であった。K1は、古阜水利組合設立直後の1916年7月に書記に就任し〔古阜水利組合1928-

30, 244〕、1937年まで長期にわたって在職した。先述の「功績調書」には、古阜水利組合計画に関して「日夜東奔西走シ其ノ成立ニ尽力シ」、工事着手に際しては貯水池・用排水路敷地の買収という「最モ困難ナル事業ニ当」たったと報告されている〔古阜水利組合1928-30, 229〕。K1は、評議員を歴任した殷成雨(表3を参照)および殷彦基(1928・32年に選任)と同姓であり、同じ古阜面南福里に居住している〔古阜水利組合1928-30, 244〕。同里は、幸州殷氏の集姓村である〔井邑文化院2002, 67〕。組合設立期の実務処理局面において、組合南部地域の有力姓氏集団出身者としての影響力が機能したと考えられる。K2は1919年7月に書記に就任し〔古阜水利組合1919, 593〕、1927年まで9年間在籍した。また、1920年11月に書記に就いたJ12も、1932年まで長期間在籍している。

雇は、出納役・技士・書記の下で補助的な役割を果たした(表5を参照)。表4に示したように、1920年代初には4～5名の雇が在職した。直轄工事など組合設立事業の残務があったためと思われる。その後は減員されて1920年代後半から30年代前半には2～3名で定着した。1930年代後半には、再度増員が進んで8～9名となっている。1937年度から耕地整理事業が実施されており〔古阜水利組合1937-38, 134-137〕、それに伴って職員の補充が進められたと考えられる。雇においても、K13, K14, J22, J13, J29のように5年以上の在職期間を有する職員が存在した一方で、書記や技士などの吏員に比べて、1～2年の短期で離職する者も多数に及んでいる。J13とJ14は、雇から書記に「昇進」しているが、こうしたケースは例外的であった。雇としての延べ在職年数は、85人・年で

あるが、そのうち朝鮮人が47人・年（55パーセント）で、日本人を若干上回っていた。事務系の係（庶務会計）に就いた雇の延べ在職年数47人・年のうち、朝鮮人は34人・年（72パーセント）であった。それに対して技術系の係（工務あるいは庶務工務）の場合は、延べ28人・年のうち朝鮮人は6人・年（21パーセント）にとどまった^(注25)。書記（事務系）と技士（技術系）との間でみられた朝鮮人・日本人比率の差異と同じ傾向を雇の担当分野においても見出すことができる。

組合費賦課徴収および組合員資格変動などにかかわる庶務・会計系の業務は、組合員数で圧倒的に多数を占める朝鮮人組合員との交渉が不可欠であった。朝鮮人の書記や雇がそれらの業務を担当したと考えられる。それに対して、工務係を担当する技士と雇においては、朝鮮人職員数は少なかった。表5の工務係担当者のなかには朝鮮人は1人もいない。先述した工務係が分掌する3事項のうち「諸工事に関する事項」に関しては、日本人職員だけでも対応が可能であったかもしれない、しかし「灌漑排水その他農事に関する事項」に関しては、朝鮮人受益者との関わりが不可欠であった。実際に、この事

項に関連するポストには、朝鮮人職員が就いていた。

そのポストのひとつが、4つの閘門において灌漑排水業務に携わった監守人であった（表4を参照）。1927年6月には、蟹沢閘門監守人(K31)が担当区を巡回中に盗水者を発見して制止したところ、その使用人数名に殴打されるという事件が発生している〔古阜水利組合 1926-27, 229-231〕。監守人は、灌漑排水にかかわって地域住民との接触の機会があったことが窺われる。ただし、この盗水者の場合は、区域外に給水を行っていた〔古阜水利組合 1925-30, 69〕。1920年代初には、監守人にはすべて日本人が就いていたものの、1923～24年には朝鮮人の採用が相次ぎ、35年以降は4名すべてが朝鮮人となっている^(注26)。

1924年には、組合受益区域を5つの区域に分けて、数日単位での「給水日割」が実施されている〔古阜水利組合 1922-24, 290-298〕。1926年には、表6に示したように、5つの区ごとに組合職員による灌漑期の監視を行う仕組みが整備された。その際、技術系、事務系にかかわらず職員が総動員され、さらに、給水補助人が職員の巡視に同行する態勢が採られていることがわ

表6 灌漑期間中における組合職員および給水補助人配置表（1926年）

監視区名	区域面積	担当者
第1区	487	出納役 (J9), 雇 (K), 監守人 (K32)
第2区	1,476	書記 (J12), 雇 (K13), 監守人 (K31), 給水補助人 (K (3名))
第3区	1,151	書記 (K1), 工夫 (J), 給水補助人 (K (2名))
第4区	599	技士 (J16), 監守人 (J36)
第5区	522	雇 (J22), 監守人 (K29)

(出所) 古阜水利組合 [1926-27, 22-24; 1937-38, 269] より筆者作成。

(注1) 区域面積は、1936年の数値(単位:町歩)。

(注2) K1等は表4の表記に対応している。第1区雇、給水補給人および工夫は、JとKの区分のみ表記(第1区雇は、1924年に臨時雇として採用されて26年7月に雇を辞職しているため、表4には掲載されていない。古阜水利組合 [1922-23, 407-409; 1926-27, 76-77] を参照)。

かる。

こうした給水監視態勢の成立に先立って、1922年3月22日の評議会では次のような議論がなされている。予算に関する諮問案を討議している途中で窪田好助評議員から「秘密会」開催の発議があり、それを受けて議長（川野組合長）が吏員に退場を命じた。鈴木仁三郎評議員から「灌漑期ニ於テ地方有力者ヲシテ監視人ニ命スル」ハ灌漑上給水上不公平アリ……以テ本年ハ直接組合職員ヲ特派シテ監視セシメラレ度シ」という提案がなされた。それに対して、三宅浦之助・朴炳憲・矢野康（東拓）各評議員からは組合職員だけでなく水路監視人も必要という意見が出された。加えて、矢野は、水路監視人に「絶対全権」がないことをふまえて名称を「給水補助員」に改めることを提案した。これらの発言を受けて議長は、予算案中の「(水路)監視人費」を「給水補助員費」に訂正した上で、灌漑期にはできるだけ組合職員が監視の任に当たり人員不足の場合に「其土地及地方部落等ニ関係ナキ善良ナル人」を（給水補助人として）雇い入れるという案を提示し、承諾されている〔古阜水利組合 1921b, 574-589〕。かかる議論に先立つ1921年6月に、組合は、8区8名の水路監視人（全員朝鮮人）を任命している〔古阜水利組合 1921a, 57-58〕。そのなかには、評議員に5期選出された趙相元（表3を参照）および1940年に評議員に選出される蔡奎洪の名前がみえる。鈴木が言及した「不公平」が実際に生じていたかを確かめることはできないが、「地方有力者」が水路監視人に就いていたというのは鈴木指摘通りであったといえる。上記評議会を経た1922年6月には「給水補助人」3名が、1923年5月には「給水補助員」5名が、1924

年5～6月には「給水補助人」5名が、それぞれ任命されている（1925年に関する資料は未見）〔古阜水利組合 1922-23, 65-72, 230-233, 328-339〕。1922年3月の評議会での議論をきっかけとして、「水路監視人」から「給水補助人」に名称が変更されるとともに、要員数が減員されたことがわかる。そして、表6に示したように、職員と給水補助人とが分担しながら給水を監視する態勢が整えられていったのである。

給水補助人任命者数は、1927年には8名となり〔古阜水利組合 1926-27, 130-132〕、1928年には16名に増加している〔古阜水利組合 1928-30, 21-23〕。これと関連して、1927年に古阜水利組合は、「当組合予算編成及其他計画上参考資料」にするために、「組合吏員、雇員及傭人定員」と「現在組合吏員及雇員等ノ給料額」について、朝鮮の16水利組合に対して照会を行っている〔古阜水利組合 1926-27, 223-226〕。14組合からの返信を整理して古阜水利組合が作成した職員の定員と給料額に関する一覧表の備考欄に、いくつかの組合に関して灌漑期間中の「水路監視」任用に関する記述が付け加えられている。それらの記述に加えて各組合からの返信内容を補足することで、7組合（全益・益沃・舒川・大渚・文幕・博川・富平）で「水路監視」が任用されていたことが確認できる〔古阜水利組合 1926-27, 172, 186, 199, 202, 211〕。これら組合における「水路監視」1名当たりの組合受益地面積は、単純平均で187町歩となる。この一覧表では、古阜水利組合の「水路監守人」（給水補助人に該当すると思われる）は6名とされており、1名当たりの受益地面積は720町歩となる。他組合との格差を認識することで、古阜水利組合は、以後、給水補助人を増員していったと考えられる。

その後も給水補助人の増員は続き、1929年17名、1930・31年18名、1932年20名そして、1933年には21名^(注27)がそれぞれ任命されている〔古阜水利組合 1928-30, 117-118, 210-211; 1931-33, 65-66, 135-136, 139-140〕^(注28)。給水補助人が20名程度に増員されて、1名当たりの受益地面積は200町歩強と、先述の7組合平均に近づいたことになる。なお、古阜水利組合には用水路支線が29本存在し、区域内里数は37であったので、増員後の給水補助人は、1名当たり1～2本の支線、2里程度の領域を担当したと想定される。

1926年に給水補助人4名に「特勤料」が支給された際の資料には、支給理由として「給水期間中昼夜間断ナク給水ニ努力シ且ツ農民指導シ円満完全ニ植付ヲ了セシノミナラズ他面洪水時ニ際シテハ時機ヲ逸セズ排水ニ努力」したことが記されている。1927年の給水補助人7名への「特勤料」支給に関しては、給水・排水に加えて、「極メテ公平円満ニ配給ヲ了シ」という説明がなされている〔古阜水利組合 1926-27, 71-72, 237-239〕。「農民指導」「公平円満ニ配給」という指摘が示唆するように、給水・排水という支線管理業務に加えて、配水をめぐって担当地区農民との交渉を円滑に遂行することが給水補助人に求められていたといえる。

また、給水補助人「解傭」の資料には、「給水、排水、其ノ他盗水取締ノ必要無之候」という解傭理由が述べられていることから〔古阜水利組合 1928-30, 42-43〕、「盗水取締」も給水補助人の業務であったことがわかる^(注29)。古阜水利組合では、先述のように区域を5区に分けて「給水日割」を行っており、それを厳格に遂行するためには、日割対象外区域受益者による盗水を監

視する必要があった。他方では、旱魃によって「区域外番ハ日々亀裂ヲ生ジ……監視人ノ目ヲ窮イ盗水頻繁」であるので給水補助人を追加採用するという報告〔古阜水利組合 1931-33, 135-136〕がなされていることをふまえると、先述の監守人殴打事件の事例もそうであったように、受益地外居住者による盗水の監視も重要な業務になっていたと推察される。

表7は、採用時に提出された履歴書にもとづいて整理した給水補助人27名の略歴一覧である。この表から読み取れる特徴を列記する。

第1に、青年層が採用されている（採用時の平均年齢は26歳）。担当区域の巡回などの作業を集中的に行う必要から体力が重視されていたと思われる。なお、1928～33年間に延べ110人・年の給水補助人が採用されているが、そのうち日本人は1人・年のみであった^(注30)。給水補助人の圧倒的多数は朝鮮人であった。

第2に、ほとんどが私塾・書堂など伝統的な初等教育機関での就学を経て普通学校に進学し、No. 27以外はすべて卒業している。そのうち7名は上級学校に進学している（中退者も含む）。公立普通学校への男子入学率は、1910年代には10パーセント程度、20年代初に急伸したが、23年以降も30パーセント程度にとどまっていた。さらに、入学後の退学率は、1910年代には60パーセント程度、20年代中葉でも50パーセント程度と高い水準にあった〔金 2005, 62-67〕。給水補助人の出身世帯は、上層農家に属していたと推察される。なお、初等学校卒の青年という給水補助人の属性は、富平水利組合の水路監視人とも共通している〔松本 2000, 16-17〕。

第3に、日本での就業経験（No. 4, 13, 17）、あるいは面事務所（No. 7, 21）や日本人企業（No.

表7 古阜水利組合給水補給人（一部）の略歴一覧

No.	採用年	採用年齢	現住所	居住地	私塾書堂	初等学校	上級学校	職歴	備考
1	1922	20	保安面上林里	○*	○	普	全州農・全州高普	裡里窪田農場	1922-23, 69-70
2	1923	32	古阜面長文里	△	○	普			1922-23, 336-337
3	1923	21	保安面上林里	○*	○	普			1922-23, 338
4	1926	26	白山面龍溪里	○	○	普		播州鉄道（兵庫）	1926-27, 31
5	1926	26	古阜面長文里	△	○	普			1926-27, 32-33
6	1926	39	乾先面巴山里	○	○			憲兵補助員	1926-27, 35
7	1927	20	古阜面長文里	△		普	群山農業学校	古阜面技手	1926-27, 133-134
8	1928	22	古阜面官清里	○	○	普			1928-30, 25
9	1928	19	南原面竹巷里	×	○	普			1928-30, 26
10	1928	26	古阜面新興里	○	○	普	群山水産学校	趙相元糶摺所	1928-30, 27
11	1929	23	永元面豊月里	○	○	普			1928-30, 119
12	1929	34	東津面下長里	○	○			裡里窪田農具店	1928-30, 120
13	1930	24	乾先面卵山里	○	○	普		機業場（石川）	1928-30, 214
14	1930	20	古阜面長文里	△	○	普	高敞高等普通学校		1928-30, 215
15	1930	30	古阜面長文里	△	○	私			1928-30, 216
16	1930	20	永元面豊月里	○	○	普	井邑農業学校		1928-30, 217
17	1931	20	古阜面古阜里	△		普		鍍金工場（東京）	1931-33, 16-17
18	1931	37	白山面金坂里	○	○				1931-33, 18
19	1931	23	古阜面官清里	○	○	普			1931-33, 19
20	1932	22	白山面金坂里	○	○	普			1931-33, 78
21	1932	36	永元面豊月里	○	○	私		面書記（井邑等）	1931-33, 79
22	1933	24	永元面豊月里	○	○	普		酒造組合	1931-33, 141
23	1933	25	舟山面東丁里	○	○	普		私立学校教員	1931-33, 142-143
24	1933	23	古阜面長文里	△		普		清酒組合	1931-33, 144
25	1933	23	永元面新永里	○		普	京城中東学校		1931-33, 145
26	1933	28	扶寧面外下里	○	○	普	全州湖英学校	古阜窪田農場	1931-33, 146-147
27	1933	31	白山面平橋里	○	○	普		古阜窪田農場	1931-33, 148-149

(出所) 備考欄に記載。いずれも古阜水利組合「機密書類」による（発行年次とページ数のみを示した）。
(注1) 「居住地」欄の○は居住里が区域内, △は居住面の一部は区域内だが居住里は区域外, ×は区域外の意。○*は、1926年区域拡張以後に居住里が区域内（それ以前は居住面が区域外）。
(注2) 「初等学校」欄の「普」は公立普通学校, 「私」は私立学校を示す。

1, 12, 26, 27) での就業経験など、日本語習得機会を有する者が散見される。公立普通学校や上級学校での就学も、日本語習得の機会となったと考えられる。古阜水利組合が作成した「昭和六年度給水補助人採用人員及給与額」という資料では、採用者 18 名の住所姓名の下に「備考」として「解国語」というコメントが 10 名に対して付されている。あるいは、「昭和七年ノ給水補助人採用志願者調」に記載された 31 名のうち、15 名に関して「国語ヲ解ス」という注釈が付けられている〔古阜水利組合 1931-33, 14-15, 67-70〕。組合側が「国語」の能力を重視しており、それに応え得る能力を有する者が志願していたといえる。

第 4 に、給水補助人の居住地は、組合区域内里 (○) あるいは隣接里 (△) の者が多数であった。就任時点で居住面が区域外であった者は 3 名にとどまっている (うち 2 名 (○*) は区域拡張時に区域内里に編入)。なお、1933 年に給水補助人に採用された 21 名のうちで現住所 (里) が組合区域内居住者は 17 名であり、区域外居住者 4 名のうち、3 名は隣接里、1 名は隣接面の居住者であった。業務遂行の便宜を勘案して、給水補助人として、担当区域内あるいはその近接地の居住者が採用されていたと考えられる。ただし、区域内里居住者 17 名に関しては、3 名が同一里に居住しているケースと 2 名が同一里に居住しているケースがそれぞれ 2 例ずつ存在していた〔古阜水利組合 1931-33, 135-136, 139-140〕。各担当区域内の居住者を給水補助人として配置するという方針は採られていなかったことが窺える。

ところで、給水補助人 1 名当たりの平均受益地面積は、先述のように 200 町歩を超えていた。

担当地区の各圃場に至るまでの配水を給水補助人 1 人で実施することは、実質的に不可能であったであろう。この点に関連して、1970 年代末の韓国農地改良組合 (水利組合の後身) に関するウェイドの事例分析が参考になる〔Wade 1982〕。ウェイドは、調査対象組合においては、末端水路への配水が途絶する問題 tail-end problem が起こっていないことを指摘する〔Wade 1982, 46〕。そして、当該組合の配水システムが、官僚機構による中央集権的な“供給コントロール”を原則としながらも、実際に組合本部が指示するのは水源 (貯水地) からの放水量のみであり、用水路の末端においては、水路監視人 patroller と農民との間での交渉という分権的な意思決定にもとづいて、個々の農民にとって必要時に水量確保が可能な“準需要コントロール”が事実上成立していることに着目している〔Wade 1982, 56〕。

古阜水利組合の場合も、貯水池から幹線-支線に至るまでの配水は、給水補助人を末端とする中央集権的な職員官僚機構によって遂行された。支線-末端小水路の配水は、給水補助人が受益農民との交渉を通じて行っていたと考えられる。地域の「有力者」や担当区域内小地域 (里) の出身者を給水補助人に採用することが忌避されたのは、交渉による配水時の「公平」を確保するためであったと推察される。末端小水路から個別圃場への配水は受益地農民によって慣行的に実施されていたであろう。前述のように、富平水利組合の場合は、こうした末端小水路での配水慣行組織を「水路稷」として制度化していたが、古阜水利組合では資料上での確認ができなかった。

ま と め

1917年制定「朝鮮水利組合令」のもとで水利組合の評議会は、制度上は、組合長の諮問機関であった。しかし、Ⅳで述べたように、古阜水利組合の場合は、評議会において諮問案に対する修正案が採択されたり、諮問案が取り下げられたりした。実質的に、評議会が議決機関としての機能を果たしていたといえる。Ⅱでは、組合長や理事の人事を、東拓など有力な評議員が主導して行っていたことを明らかにした。そして、Ⅲで述べたように、評議員は、組合長あるいは組合長指名の銓衡委員によって指名が行われていた。すなわち、古阜水利組合の組合長・理事・評議員の人事は、すべて、少数の有力評議員が掌握していたことになる。こうした力関係が、評議会での意思決定過程に反映したと考えられる。

一部の評議員からは評議員選出方式に関していわば「小選挙区制」が提案されたものの、こうした力関係の下では取り上げられることはなかった。朝鮮人評議員のなかには、居住地近隣に固有の問題あるいは小地主や小作人に固有の経済状況に関する発言をする者もいたが、組合長がそれらの発言に積極的な対応を示すことはなかった。1920～30年代を通じて、朝鮮人評議員数は徐々に減少していった。

組合費賦課問題など、有力評議員間の利害対立が絡んで合意形成が困難な問題も存在した。他方で、組合費徴収の方針をめぐることは、日本人資本法人・日本人評議員の提案による強硬案が採択されている。これは、組合費の大口負担者であった有力評議員の利害に沿うものであ

た。小地主や小作人の利害への配慮を求める朝鮮人評議員の発言は無視された。この強硬方針は、債権者であった東拓の利害にもかなうものであった。

「はじめに」で紹介したように、富平水利組合の評議会においては、一部の評議員が「地主会」という任意の組織を立ち上げて、そこでの「世論」を背景にして組合運営に自分たちの主張を反映させていた[松本 2000, 12-15]。それと比べると、古阜水利組合の場合は、組合の意思決定にかかわる権限が、東拓など少数の有力評議員のもとに集中していたことができる。

古阜水利組合の業務運営のために、理事以下、職位にもとづく官僚制的分業体制が構築されていた。幹部職員のうち、理事、出納長および技士は、1920～39年間を通してすべて日本人であった。組合費賦課徴収など朝鮮人組合員との交渉に携わる機会のあった書記に関してのみ、日本人とともに朝鮮人が就任していた。「はじめに」で取り上げた宮嶋論文は、水利組合の職員組織を「朝鮮人たちがわがものとしてゆく過程が、植民地期を通じて進行した」[宮嶋 1992, 298] ことを指摘している。古阜水利組合の場合、本論文が分析対象とした期間に関しては、朝鮮人職員が「わがものにしてゆく過程」を見出すことは困難である。ただし、本論文が分析対象外とした戦時期には、宮嶋 [1992, 294-298] の分析と同様に、朝鮮人中核職員の増加という現象が観察される可能性がある。

書記と同じく朝鮮人組合員（および小作農民）と日常的にかかわる機会の多い配水業務（監守人および給水補助人）にも朝鮮人職員が就任した。とくに、支線レベルでの配水業務を担当した給水補助人は、ほぼ全員が朝鮮人であった。

給水補助人には、日本語能力など職員官僚機構の末端担当者としての業務遂行能力とともに、受益地農民と交渉しつつ末端小水路への「公平」な配水を遂行する能力が求められていた。特定小地域と濃厚な地縁性を有する「有力者」よりもむしろ実務能力を有する者が求められていたことは、富平水利組合の水路監視人と共通の特徴〔松本 2000, 17〕であるといえる。

同時代における府県の水利組合や北海道土功組合では、受益農民による分権的な組織運営がなされていた。こうした運営形態を以って、「農民水利組織」〔Ostrom and Gardner 1993, 103-104〕に分類することができよう。これに対して、古阜水利組合の組織運営は、集権的な官僚制にもとづくものであった。古阜水利組合を「農民水利組織」と呼ぶことは困難であり、むしろその運営形態は「行政水利組織」に類似している。ただし、古阜水利組合の役職員人事は、行政の監督を受けつつも実質的には組合の“自治”に委ねられていた。財源も、組合費に負っていた。この観点からは、「行政水利組織」に分類することもできない。さらに、配水に関しては、官僚機構に依拠した支線までの中央集権的な配水システムが、末端小水路レベルでの受益地農民による慣行的配水という「農民水利組織」的な機能によって実質的に補完されていた点が特徴となっていた。

本論文の個別事例分析をふまえて、植民地朝鮮の水利組合の特徴を仮説的に述べると次のようになる。朝鮮時代の農村では、農民による互恵的な共同組織（契）が発達しており、水利施設も契によって運営されていた。しかし、朝鮮農民にとっては外在的に、朝鮮総督府によって水利組合制度が導入され、農民の在来共同組織

とは没交渉に、少数の有力組合員（大地主）・幹部職員の主導のもとで中央集権的・官僚制的な組織運営がなされていった。ただし、官僚機構による配水システムは末端小水路までは及ばず、小水路レベルでは、在来共同組織による慣行的配水が受益農民によって行われた。こうして、植民地朝鮮の水利組合においては、「農民水利組織」と「行政水利組織」との中間形態による組織運営がなされたといえる。

（注1）韓国国史編纂委員会収集資料の引用に際しては、便宜上資料作成年月日に関して年次のみを西暦で示す。

（注2）1914年に朝鮮総督府によって府郡統廃合が実施され、古阜郡内18面のうち15面は井邑郡に、3面は扶安郡に分割統合されている〔越智 1917, 7-8, 309-317〕。なお、府は市に相当。

（注3）この文献にはページ番号が振られていない。マイクロフィルム版の通しページ番号を示した（以下同様）。

（注4）在来水利組合の運営実態については、チェ [1992] およびチョン [2009] を参照。

（注5）1940年作成と想定される下記参考文献に、「四十余年前」と記載されていることによった。

（注6）前述の「水利組合設立要領」（1908年制定）では、組合設立の手順について、組合員となり得る者5名以上の請願あるいは財務署長または財務監督局長の稟状を受けて度支部大臣が設立を認めた後、財務監督局長が任命した設立委員が組合同規約案を制定して関係者の総会議（あるいは総代会）で議決し、度支部大臣の認可を申請する、と規定されている（第1～7条）。古阜水利組合設立過程については、パク [1989, 185-186] も参照。

（注7）大森五郎吉は、1910年と1911年にそれぞれ設立申請された東津南部・東津江水利組

合の申請者として北尾とともに名を連ねている（両組合ともに不認可）。また、大森五郎吉は、1916年時点で130町歩の耕地を所有していた。以上、ホ [2011, 45, 64, 66]。

（注8）設立時点では受益面積は3600町歩とされたが、土地調査事業での実測によって4126町歩に修正されている〔古阜水利組合（出版年次不明）、MF272〕。土地調査事業での測量に伴う調査地面積の増加については、宮嶋 [1991, 503-506] を参照。土地調査事業は1918年に完了。

（注9）1926年までのいずれかの時点で、1里が区域から除外されている（理由は不明）。

（注10）以下の行論中、役職員や評議員の居住地が組合区域内外のいずれであったかに言及する際には、ここに挙げた資料〔朝鮮総督府1922; 1926〕および〔古阜水利組合1927-30, 22-25〕に記載の組合区域郡面里一覧に依拠する。

（注11）畷は日本の田に相当する。引用文中では、原文通りに「貯水田」と表記する場合がある。

（注12）白寅基（「京城」居住）の父は、全州居住の大地主・白南信である（白南信・寅基父子の資金蓄積についてはオ [2005] を参照）。

（注13）青田は、白寅基農場（益山郡裡里）の代理人を務めている〔韓国農村経済研究院1985, 178〕。ただし、青田自身も古阜水利組合区域内の土地を所有しており（1924年時点で2.3町〔古阜水利組合1922-24, 243〕）、青田個人として評議員に選定されている。

（注14）この年の古阜水利組合組合費は、1等地の5.27円／反から7等地の2.24円／反まで7等級に区分されて賦課されていた。

（注15）1932年に設立された不動産管理・不動産金融会社（本店裡里）で、窪田好助が筆頭株主になっている〔中村1940, 26-27〕。1939年に組合区域内に105.8町歩を所有し〔古阜水利組合1940, 84〕、1940年総代会で評議員に選出されている。

（注16）『朝鮮新聞』[1929] および『毎日申報』

[1930] を参照。

（注17）1927年時点の居住住所〔古阜水利組合1927, 49〕。

（注18）1927年時点の居住住所〔古阜水利組合1927, 4〕。

（注19）齋藤は「等級改正ハ中々困難」と、山崎は「（等級改正は：引用者）他日ニ於テモ実行困難」と、それぞれ発言している〔古阜水利組合1925-30, 244-245〕。

（注20）貯水畷内の在来道路が貯水期間中使用できなくなることから、設立工事の一環として新たに道路が設置されている〔古阜水利組合（出版年次不明）、254〕。

（注21）1939年時点の居住住所〔古阜水利組合1940, 76〕。

（注22）常設委員については、宮嶋 [1992, 269-270] を参照。

（注23）機関手・運転手は、揚水機原動機操作に従事する傭人である。

（注24）富平水利組合においても、1939年まで理事・出納役・技士のポストを日本人が独占していたのに対して、書記には朝鮮人も就任していた〔宮嶋1992, 289-295〕。

（注25）係不明が10人・年（うち朝鮮人は7人・年）であった。

（注26）1938年以降の監守人欄の空白は、資料上での記載がなくなっただけ（その理由は不明）で職位がなくなったわけではない。

（注27）1933年度に入って再び「水路監視人」という名称が使われるようになっている〔古阜水利組合1931-33, 129-130〕。その理由は不明。以下では、引用箇所を除いて「給水補助人」という名称で統一する。

（注28）1933年の給水補助人21名のなかには、旱魃に対応するための追加採用者3名も含まれている〔古阜水利組合1931-33, 135-136〕。

（注29）給水補助人解傭に関する文書での「盗水取締」の指摘は、〔古阜水利組合1928-30, 37-38, 121-123〕に掲載の資料にもみられる。

(注 30) 古阜水利組合 [1928-30, 17-18, 22-23, 210-211; 1931-33, 14-15, 65-66, 135-136, 139-140] を参照。なお, 給水補助人採用に関する一覽資料は, 1934 年以降記載されなくなる(その理由は不明)。分析対象年次は 1933 年までに限定される。

文献リスト

〈朝鮮語文献〉

- 金弼東 1982. 『韓国社会組織史研究——契組織の構造的特性과 歴史的變動——』 [韓国社会組織史研究——契組織の構造的特性と歴史的變動——] 一潮閣.
- 東津農地改良組合 1975. 『東津農地改良組合五十年史』 東津農地改良組合.
- 박명규 [パク ミョング] 1989. 「일제하 수리조합의 설치과정과 그 사회경제적 결과에 대한 연구——전북지방을 중심으로——」 [日帝下水利組合の設置過程とその社会経済的結果に対する研究——全北地方を中心に——] 『성곡논총』 [省谷論叢] (20), 171-208.
- 박승자·이강원 [박 슌챠·이 갠우온] 2011. 「눌제의 역사지리」 [訥堤の歴史地理] 『문화역사지리』 [文化歴史地理] 23 (1), 55-77.
- 오미일 [오 밀] 2005. 「한국자본주의 발전에서 政商의 길——白南信·白寅基의 자본축적과 정치사회 활동——」 [韓國資本主義の發展における政商の道——白南信·白寅基の資本蓄積と政治社会活動——] 『역사와 경계』 [歴史と經濟] (57), 121-157.
- 이경란 [이 겐란] 1991. 「日帝下 水利組合과 農場地主制——沃溝·益山지역의 사례——」 [日帝下水利組合と農場地主制——沃溝·益山地域の事例——] 『학林』 第 12·13 輯, 111-163.
- 李愛淑 1985. 「日帝下 水利組合의 設立과 運營」 [日帝下水利組合の設立と運營] 『韓國史研究』 (50·51), 319-362.
- 정승진 [쵸ン 슌진] 2009. 「한말 일제초 전

통 堤堰契의 근대적 水利組合으로의 전환——万頃江하류 沃溝西部水利組合의 사례분석——」 [韓末日帝初統堤堰契의 近代的水利組合への轉換——万頃江下流沃溝西部水利組合의 事例分析——] 『全北史學』 (34), 105-144.

井邑文化院 2002. 『古阜文化誌』 井邑文化院.

최원규 [쵸 우온규] 1992. 「朝鮮後期 水利기구와 經營문제」 [朝鮮後期水利機構と經營問題] 『国史館論叢』 第 39 輯, 222-276.

韓國農村經濟研究院 1985. 『農地改革時 被分配地主 및 日帝下 大地主 名簿』 [農地改革時被分配地主および日帝下大地主名簿].

허수열 [호 스올] 2011. 「일제초기 조선의 농업——식민지근대화론의 농업개발론을 비판한다——」 [日帝初期朝鮮の農業——植民地近代化論の農業開發論を批判する——] 한길사.

「古阜水利評議員」 『每日申報』 1917 年 1 月 3 日.

「全朝鮮水利組合實踏記 (古阜水利組合)」 『東亞日報』 1927 年 9 月 22 日.

「古阜川改修를 小坂次官에 陳情」 [古阜川改修を小坂次官に陳情] 『每日申報』 1930 年 6 月 12 日.

〈日本語文献〉

宇津木初三郎 1934. 『湖南の宝庫金堤發展史』 群山日報.

小樽高等商業学校北海道經濟研究所 1934. 『土功組合の研究』 小樽高等商業学校北海道經濟研究所.

越智唯七 1917. 『新旧対照朝鮮全道府郡面里洞名称一覽』 中央市場 (朝鮮京城府).

金富子 2005. 『植民地期朝鮮の教育とジェンダー——就学・不就学をめぐる権力関係——』 世織書房.

古阜水利組合 (出版年次不明). 『古阜水利組合事業概要』 斎藤実関係文書 (MF3: 第二期逐次刊行物・斎藤実記念館蔵) R71 所収.

七戸長生 1984. 「北海道『大正用水』灌漑地域の稲作展開の特色と現状」 玉城哲他編 『水利の社会構造』 国際連合大学.

玉城哲 1984. 「日本農業の近代化過程における水利

の役割」玉城哲他編『水利の社会構造』国際連合大学.

朝鮮総督府 1920.「官報」第 2372 号, 1920 年 7 月 7 日.
—— 1921.「官報」第 2691 号, 1921 年 7 月 29 日.
—— 1922.「官報」第 2816 号, 1922 年 1 月 4 日.
—— 1925.「官報」第 3850 号, 1925 年 6 月 17 日.
—— 1926.「官報」第 4276 号, 1926 年 11 月 20 日.
—— 1933.『朝鮮窮民救済治水工事年報 (昭和 6 年度)』.

朝鮮総督府農林局 1932-42.『朝鮮土地改良事業要覧』(昭和 6 ~ 昭和 15 年度版).

(大韓帝国／朝鮮総督府) 内務部第二課 1908-11.「一般水利組合関係書類 (自明治四十一年 (隆二) 至同四十四年)」国家記録院所蔵 CJA0006533.

中村資良 1940.『朝鮮銀行会社組合要覧』東亜経済時報社.

松本武祝 1991.『植民地期朝鮮の水利組合事業』未来社.

—— 2000.「水利事業をめぐる「公共性」の位相——植民地期朝鮮・富平水利組合の事例分析——」『農業史研究』(34), 10-19.

宮嶋博史 1991.『朝鮮土地調査事業史の研究』東京大学東洋文化研究所.

—— 1992.「富平水利組合の職員構成」宮嶋博史ほか『近代朝鮮水利組合の研究』日本評論社.

洪昌極 2020.「植民地期朝鮮における土地改良事業と農村」一橋大学博士論文.

「古阜川改修促進の運動」『朝鮮新聞』1929 年 7 月 2 日.

「全北古阜川改修竣工」『釜山日報』1936 年 3 月 28 日.

〈英語文献〉

Ostrom, Elinor and Roy Gardner 1993. "Coping with Asymmetries in the Commons: Self-Governing Irrigation Systems Can Work." *Journal of Economic Perspectives* 7-4 Fall: 93-112.

Wade, Robert 1982. *Irrigation and Agricultural Politics in South Korea*. Boulder: Westview

Press.

〈韓国国史編纂委員会電子資料館所蔵資料〉

・韓国農漁村公社東津支社水利組合資料

古阜水利組合 1916.「機密書類 (大正五年五月)」
DJB011_01_00C1100.

—— 1916-18a.「諮問決定案 (自大正五年度至大正七年度)」DJB011_01_00C1167.

—— 1916-18b.「評議会々議録綴 (自大正五年度至大正七年度)」DJB011_01_00C0960.

—— 1916-24.「規約規程関係書類 (自大正五年至大正十三年)」DJB011_01_00C1022.

—— 1919.「機密書類 (大正八年十一月)」
DJB011_01_00C1004.

—— 1920.「機密書類 (大正九年)」
DJB011_01_00C0671.

—— 1920-21.「組合区域拡張関係書類 (1920-21)*」
DJB011_01_00C1081 (p. 191 ~).

—— 1921a.「機密書類 (大正十年)」
DJB011_01_00C0673.

—— 1921b.「評議会及会議関係 (大正十年度)」
DJB011_01_00C1123.

—— 1922-23.「기밀 (고부)** [機密 (古阜)]
1922-23」DJB011_01_00C0670.

—— 1922-24.「統計関係書類綴 (自大正十一年度至大正十三年度)」DJB011_01_00C1191.

—— 1925-30.「評議会々議録綴 (自大正十四年六月至昭和五年三月)」DJB011_01_00C0726.

—— 1926.「評議会関係書類 (大正十五年度)」
DJB011_01_00C1122.

—— 1926-27.「機密書類 (大正十五年昭和元年昭和二年)」DJB011_01_00C0668.

—— 1927.「土地割収納簿 (昭和二年度)」
DJB011_01_00C0039.

—— 1927-30.「統計関係書類」(自昭和二年四月至全五年一月) DJB011_01_00C1109

—— 1928-30.「機密書類 (自昭和三年度至昭和五年度)」DJB011_01_00C0669.

—— 1930-36.「評議会会議録 (自昭和五年七月

- 三十一日至全十一年十二月十四日)」
DJB011_01_00C1146.
- 1931-32.「評議会関係（昭和六年度昭和七年度）」DJB011_01_00C0725.
- 1931-33.「機密書類（自昭和六年度至同八年度）」DJB011_01_00C0724.
- 1934-35.「機密書類（自昭和九年度至同十年度）」DJB011_01_00C0667.
- 1936.「機密書類（自昭和十一年度）」
DJB011_01_00C0698.
- 1937.「人事関係書類（昭和十二年自四月至十二月）」DJB011_01_00C0666.
- 1937-38.「評議会関係書類（自昭和十二年度至昭和十三年度）」DJB011_01_00C0870.
- 1938.「人事関係書類（昭和十三年）」
DJB011_01_00C0685.
- 1939-40.「人事関係書類（自昭和十四年至全十五年）」DJB011_01_00C0687.
- 1940.「第九回組合員総代会関係書類（昭和十五年一月十二日）」DJB011_01_00C0647.
- 1941-42.「諸会議録綴（自昭和十六年至昭和十七年）」DJB011_01_00C1122 (p. 415～).
- 東津水利組合（出版年次不記載）「수리조합합병에 관한 참고철** [水利組合合併に関する参考綴]」DJB011_01_00C1055.

注：*は、筆者が付けた仮タイトル（2つの資料が合体し、かつ当該資料の原資料表紙が欠落）。**は、韓国国史編纂委員会の表記に従った（原資料表紙が欠落）。それ以外は、原資料表紙の表記にもとづいている。

（東京大学大学院農学生命科学研究科教授，
2022年9月16日受領，2023年10月13日レフェ
リーの審査を経て掲載決定）

Abstract

Case Study of the Organizational Management of the Gobu Irrigation Association in Colonial Korea

Takenori Matsumoto

Projects by irrigation associations constituted a core component of agricultural policies aimed at increasing rice production in colonial Korea. This paper presents a case study of the organizational management of the Gobu Irrigation Association in North Chōlla Province, which was established in 1916, and discusses the following two findings. First, during the process of electing the association's president and council members, a small group of members seized the initiative. Among these Japanese corporations and landowners, the Toyo Takushoku Company, which was both a large landowner and a creditor of the association, along with other large landowning members, insisted on the strict collection of association fees, reflecting their own interests, and institutionalized the policy. Second, the system established to manage the association involved a bureaucratic division of labor, and a centralized system of instruction and communication for the distribution of water on trunk–branch canals was implemented.

In general, the organizational management of the Gobu Irrigation Association was centralized and bureaucratic. However, a centralized water distribution system was supplemented by the customary water distribution system implemented by beneficiary local peasants in communities living along the terminal canals.